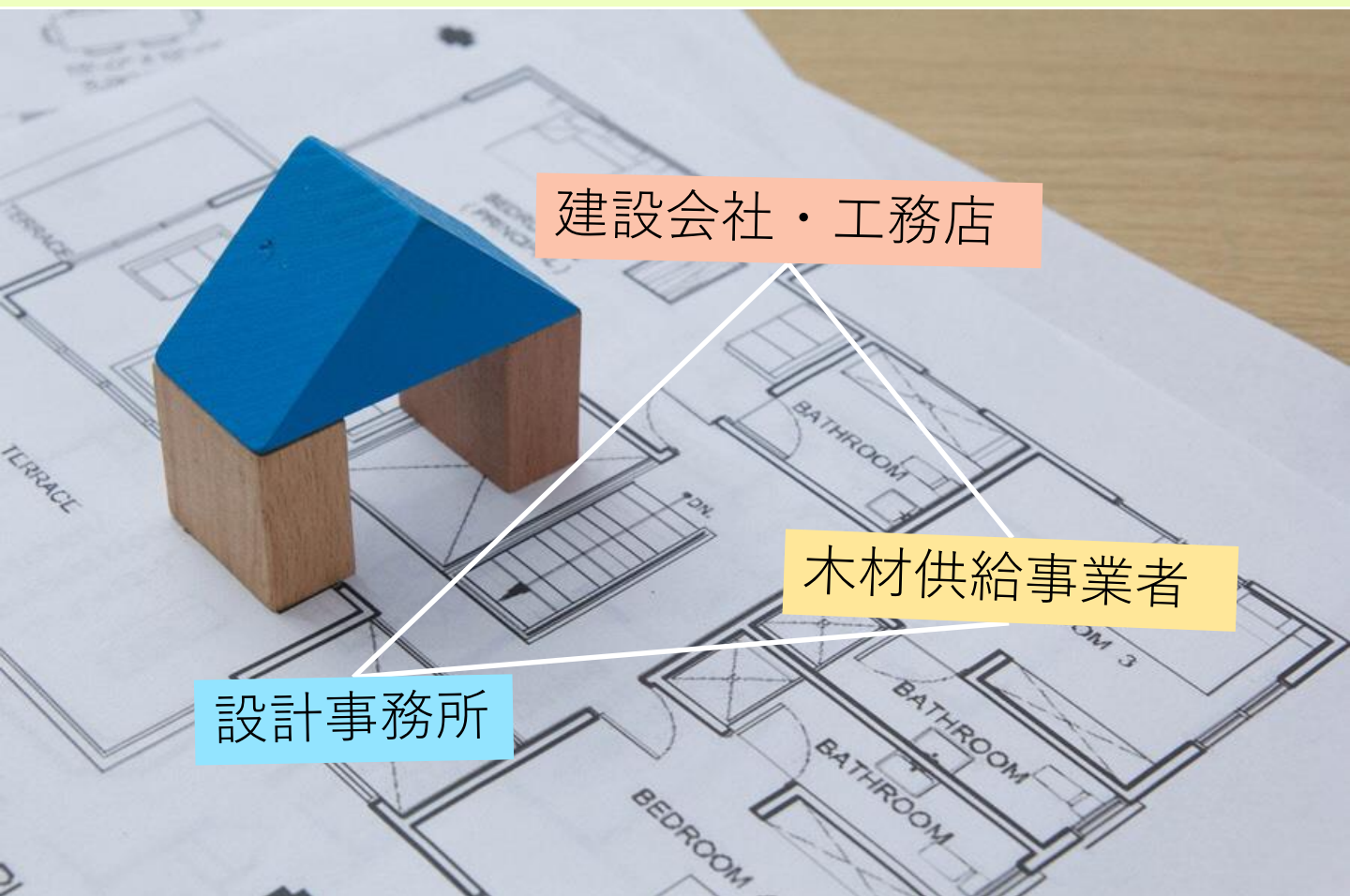


令和3年度鳥取県

12月1日から三次募集開始！

木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金

木造住宅の生産事業者が連携して、県産材の魅力や良質な家づくりを普及・啓発していく取組に対して**最大20万円**を支援します！（事業費の1/2以下）



～補助対象経費について～

【1】従来までの補助内容

- ・住宅の見学会又は講演会に要する経費
- ・県の住宅施策の情報提供に要する経費

【2】9月改正で拡充した補助内容

- ・完成住宅の紹介や住宅施策の普及啓発に関する動画作成、配信及びホームページ等への掲載に要する経費

※一事業者あたり、上記【1】【2】をそれぞれ一回まで申請していただけます。

◆補助の要件 ※以下の3つの要件を満たす必要があります

- (1) 設計・建設・木材供給事業者のうち2者以上が連携した補助事業を実施すること
 - ・過去3年以内にとっとり住まいる支援事業補助金の活用実績があること
 - ・連携する事業者の役員が1/2以上重複しないこと
- (2) 補助事業の内容に以下のいずれかの取組が含まれていること
 - ・住宅見学会（リモート見学会を含む）、講演会等
 - ・完成住宅等の紹介、住宅施策の普及啓発に関する動画作成、配信及びHP等への掲載
- (3) とっとり住まいる支援事業補助金及び県産材を活用した木造住宅に関し情報提供を行うこと

◆補助金の額

下表の項目について情報提供を行った場合、情報提供に要した費用の1/2を補助します。
※(1)は必須です。(2)～(5)を行った場合に加算します。(上限20万円)

補助事業	補助金額
(1)住まいる & 県産材を活用した住宅	10万円
(2)とっとり健康省エネ住宅	10万円
(3)伝統構法	5万円
(4)長期優良住宅	5万円
(5)耐震等級3以上	5万円

申請様式は県庁住まいまちづくり課HPよりダウンロードできます



注) 見学会・完成住宅等の紹介動画を作成する場合は
とっとり住まいる支援事業補助金の交付を受ける住宅で行ってください

◆注意事項

- ・見学会等の事業は交付決定後に着手し、令和4年3月31日までに事業を完了してください。
- ・見学会を行う場合は、各補助事業に該当する住宅であることが条件となります。
- ・チラシ等の広報物を作成する場合、(1)及び(2)～(5)で選択した事業について、県が定める「情報提供の内容」が掲載されていないものについては補助対象外になります。
- ・以下の経費については補助対象外になります。
 - 手袋、スリッパ、お茶、お菓子、来場者への景品等の消耗品費
 - 見学会場とする住宅の建築主への謝礼及び光熱費
 - 会社のパンフレット、カタログ

◆手続き等

募集期間：令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）※予算額に達した時点で終了

募集詳細：県庁住まいまちづくり課のホームページをご覧ください。

→<https://www.pref.tottori.lg.jp/sumai/>

交付申請：交付申請書・事業計画書・収支予算書に必要事項を記載し

県庁住まいまちづくり課へ提出（電子申請・持参・郵送・メール・FAXいずれも可）

実績報告：事業完了後**30日以内**に実績報告書と必須書類を県庁住まいまちづくり課へ提出

～お問合せ～
県庁住まいまちづくり課

〒680-0857 鳥取市東町一丁目220番地

TEL:0857-26-7408

FAX:0857-26-8113

E-mail:sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp